



(委託契約の請書用)

## 北九州市住宅供給公社 委託契約約款

(総則)

第1条 受注者は、頭書の定めるところにより、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、別添の仕様書及び発注者の指示監督に基づいて委託業務を実施するものとする。

(委託料の支払い)

第2条 発注者は、受注者から委託料の請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。

(報告義務等)

第3条 受注者は、仕様書に定めるところにより、発注者に、委託業務の実施結果等を報告しなければならない。

(調査等)

第4条 発注者は、受注者の委託業務の実施状況について随時に調査し、必要な報告を求め、又は監督するとともに、受注者に必要な指示をすることができる。

(再実施の請求等)

第5条 発注者は、受注者の実施した委託業務が仕様書に定めるところに適合しないときは、受注者にこれに適合させることを請求し、受注者は、再実施による履行の追完をしなければならない。

(契約の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合は、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第7条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、委託料その他の契約内容を変更することができる。

(再委託等の制限)

第8条 受注者は、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託等の報告)

第8条の2 受注者が、受託した業務の軽微な部分の再委託を行う場合には、前条に定める承認を省略することができる。ただし、発注者が必要と認める場合には、相手方の名称その他発注者が必要と認める事項について、受注者に報告を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、委託業務の実施(処理)上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第10条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(協議)

第11条 この契約に定めのない事項については、北九州市契約規則及び関係諸規程によるものとし、同規則等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。

仕様書と  
ともに綴  
じて割印

